

株 主 各 位

東京都千代田区神田練堀町3番地
アセンテック株式会社
代表取締役社長 佐藤直浩

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年4月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月26日（火曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区神田練堀町3番地 富士ソフトアキバプラザ7階 EXルーム1
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ascentech.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、当該事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類に含まれております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ascentech.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

当社第14期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までのお体の状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- ・議決権は書面でも行使することができますので、ご検討ください。

2. 当社の対応について

- ・取締役の一部が、ウェブ会議システムを利用して出席させていただく可能性があります。
- ・株主総会に出席する取締役及び運営係員は、マスクを着用してご対応させていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営係員がお声掛けをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

3. ご来場される株主様へ

- ・株主総会会場におきましては、受付前に検温をさせていただく場合がございます。
また、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。
- ・会場内では、席を空けてご着席をお願いする場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.ascentech.co.jp/>) にてお知らせいたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度（2021年2月1日～2022年1月31日）におきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が継続し、国内でも一部の地域において、緊急事態宣言が度々、発令されました。

このような環境下で、在宅勤務・テレワークの導入及びサイバーセキュリティ対策の増加により、当社製品やソリューションに対する需要は引き続き堅調であったと考えております。

当事業年度においては、事業戦略の一つである「自社製品の開発と展開」において、新たにゼロトラスト・シンクライアント「Resalio Lynx 300 v5.0」と「Resalio Lynx 700 v2.2」の提供開始を発表いたしました。また、新たに仮想プライベート LTE システムと自社製品である「Resalio Lynx」との連携ソリューションである「Resalio Connect」の提供開始を発表いたしました。

二番目の事業戦略である「継続収入ビジネスの拡大」においては、サブスクリプション型に完全移行した自社製品「Resalio Lynx」や自営保守サービスなどの継続収入ビジネスが拡大を続けました。

当事業年度の売上高は、仮想デスクトップ事業において、仮想デスクトップソフトウェア製品などが増加したこと、クラウドインフラ事業において、大型の仮想デスクトップ基盤及び、サーバ・ストレージ需要の復調や自社製品である「リモートPCアレイ」の地方自治体での導入が増加したことなどにより、増収となりました。

利益面におきましては、自社製品である「Resalio Lynx」が堅調に推移し、「リモートPCアレイ」の出荷も伸びたことや、「継続収入ビジネスの拡大」が寄与し、増益となりました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高6,484,033千円（前期比8.4%増）、営業利益708,022千円（前期比16.6%増）、経常利益714,433千円（前期比13.1%増）、当期純利益496,694千円（前期比17.6%増）となりました。

なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

- ② 設備投資の状況
当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資は、工具、器具及び備品、ソフトウェアなど総額69,347千円となっております。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第11期 (2019年1月期)	第12期 (2020年1月期)	第13期 (2021年1月期)	第14期 (当事業年度) (2022年1月期)
売上高(千円)	5,456,049	5,932,856	5,982,634	6,484,033
経常利益(千円)	381,179	451,367	631,942	714,433
当期純利益(千円)	265,779	325,705	422,369	496,694
1株当たり当期純利益(円)	20.08	24.25	31.21	36.93
総資産(千円)	2,218,866	2,768,214	3,511,067	3,576,502
純資産(千円)	1,412,728	1,704,346	2,099,550	2,351,026
1株当たり純資産額(円)	106.13	125.59	154.71	175.05

(注) 当社は、2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2020年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2019年1月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の更なる成長に向けた対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

① 自社製品拡大に向けた研究開発

当社は仮想デスクトップシステムのスペシャリスト集団として、既存製品では吸収できない仮想デスクトップに関わるお客様のご要望にこたえるため、常に自社製品の開発を進めております。

引き続き、高い技術力を持った人材の育成と最新テクノロジーの追求、またセキュリティ技術の研究を進めて、新たな自社製品の開発と既存自社製品の改良に取り組み、自社製品の拡販を図ってまいります。

また、昨今、テレワーク及びクラウドサービスの普及とともに、お客様のニーズが変化しております。現在、当社では「Resalio Lynx」をVDIアクセスに加え、Web会議アクセス、SaaSアクセス、リモートPCアクセスの4つのセキュアアクセスを可能にする新しい製品「ハイパーシンクライアント」の研究開発をすすめております。

② 継続収入ビジネスの拡大

当社は安定的な収益基盤を一層強固なものにするため、継続収入ビジネスの拡大に取り組んでおります。

具体的な施策として、サブスクリプションサービス「Resalio Lynx」の拡販、自営保守ラインナップの拡充、プレミアムサポート＆サービスの拡大そして、Citrix Cloud, Google Cloud 等クラウドサービスの展開に取り組み、継続収入ビジネスの拡大を図ってまいります。

③ 事業拡大に向けた戦略的投資

当社が更なる成長を遂げるためには、テクノロジーパートナーと販売パートナーとのアライアンスが必要であると考え、パートナーとの資本・業務提携等、戦略的投資を実行して、事業拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

当社の主な事業は、ITインフラ事業であります。

[ITインフラ事業]

当社の事業セグメントは、単一のITインフラ事業であります。ITインフラ事業は、仮想デスクトップ事業、クラウドインフラ事業、クラウドサービス事業の3つの事業領域で構成しております。

(6) 主要な事業所 (2022年1月31日現在)

本	社	東京都千代田区	
事	業	所	東京都台東区

(7) 使用人の状況 (2022年1月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84名	4名増	40.0歳	7.1年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年1月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 44,768,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,536,800株
- (3) 株主数 5,851名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
永森 信一	3,232,600	24.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,702,200	12.71
佐藤 直浩	1,512,000	11.29
松浦 崇	772,800	5.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	718,700	5.36
野村証券株式会社（自己振替口）	650,000	4.85
株式会社ネットワーク	300,000	2.24
野村信託銀行株式会社（投信口）	278,900	2.08
BANQUE PICTET AND CIE SA RP-FONDS INST-ACT MARCH DEVELOPPES	116,600	0.87
井坂 誠司	94,900	0.71

- (注) 1. 上記上位10名の株主の持株数は、2022年1月31日現在の株主名簿上の持株数であります。
2. 持株比率は自己株式（140,372株）を控除して計算しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第 8 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2018年3月13日
新 株 予 約 権 の 数			240個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 96,000株 (新株予約権1個につき400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権1個当たり 4,800円 (1株当たり 12円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 289,200円 (1株当たり 723円)
権 利 行 使 期 間			2019年5月1日から 2025年3月28日まで
行 使 の 条 件			(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 2名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 2名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)		新株予約権の数 80個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 2名

(注) 1. 2019年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2020年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

2. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当社ののれん償却前営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件のいずれかを充たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を限度として、当該のれん償却前営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (a) 2019年1月期乃至2021年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が500百万円を超過した場合： 20%
 - (b) 2019年1月期乃至2022年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が600百万円を超過した場合： 50%
 - (c) 2019年1月期乃至2023年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が700百万円を超過した場合： 100%なお、上記におけるのれん償却前営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益に、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合、連結キャッシュ・フロー計算書）におけるのれん償却額を加算して、のれん償却前営業利益を算出するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年1月31日現在)

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐藤直浩	
取締役副社長	松浦 崇	第一技術本部長
取 締 役	萬 歳 浩 一 郎	栄進商事株式会社 取締役 株式会社システム・ビット 取締役 株式会社アイサット 代表取締役社長
取 締 役	高 谷 英 一	ニューグラス株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	松 田 英 典	
取 締 役 (監査等委員)	山 本 勲	
取 締 役 (監査等委員)	吉 井 清	吉井公認会計士事務所 所長 コムテック株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役萬歳浩一郎、高谷英一の両氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役松田英典、山本勲、吉井清の各氏は、社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松田英典氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役高谷英一並びに監査等委員である取締役松田英典、山本勲、吉井清の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員吉井清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における委縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。その契約の概要等は以下の通りです。

① 被保険者の範囲

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役

② 保険契約の内容の概要

(イ) 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

(ロ) 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の総額 (千円)		計 (千円)
		基本報酬	業績連動 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	4 (2)	37,728 (3,000)	—	37,728 (3,000)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 (3)	6,600 (6,600)	—	6,600 (6,600)
合 計 （うち社外役員）	7 (5)	44,328 (9,600)	—	44,328 (9,600)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年4月22日開催の第12期定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役分を年額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該各株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名であります。
3. 当社は、役員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制にて導入しております。当社の確定拠出制度への要拠出額はありますが、前払退職金制度の支給額は120千円であります。上記の報酬等の額には、前払退職金制度の支給額も含めております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年4月22日開催の第12期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該各株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬等で構成しております。

なお、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみ支払うこととしております。

基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績への貢献度合い、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して、決定しております。

業績連動報酬等については、重要な経営指標である経常利益の期初予算に対する達成状況等から取締役への業績賞与の支給有無及び支給額を決定しております。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動として、各役員個人の報酬等は役位、職責、当社の業績への貢献度合い、従業員給与の水準を考慮し、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会において、社外取締役と協議した後、代表取締役社長佐藤直浩氏に一任することを決議した上で決定しております。個人別の報酬決定を代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

③当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役と協議した後、代表取締役社長に一任することを決議した上で決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査等委員の報酬は、株主総会の決議により定められた監査等委員の報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

2021年12月に指名・報酬諮問委員会を設置したことから、今後の取締役の個人別の報酬等の内容の決定においては、指名・報酬諮問委員会からの答申内容に基づき、取締役会において審議した後、代表取締役社長に一任することを決議した上で決定してまいります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役萬歳浩一郎氏は、栄進商事株式会社の取締役、株式会社システム・ビットの取締役及び株式会社アイサットの代表取締役社長であります。栄進商事株式会社、株式会社システム・ビット及び株式会社アイサットと当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高谷英一氏は、ニューグラス株式会社の代表取締役社長であります。ニューグラス株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）吉井清氏は、吉井公認会計士事務所の所長及びコムテック株式会社の監査役であります。吉井公認会計士事務所及びコムテック株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要

		主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	萬 歳 浩 一 郎	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。金融業界での広い見識と経験や、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、助言・提言を期待され選出されております。取締役会において、独立した客観的な立場から適宜質問を行い、助言・提言を行っております。
取締役	高 谷 英 一	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有し、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、助言・提言を期待され選出されております。取締役会において、独立した客観的な立場から適宜質問を行い、助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	松 田 英 典	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席しました。IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を期待され、選出されております。取締役会において、独立した客観的な立場から適宜質問を行い、助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 本 勲	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席しました。IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を期待され、選出されております。取締役会において、独立した客観的な立場から適宜質問を行い、助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	主な活動状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 吉 井 清	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち、16回に出席しました。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回の全てに出席しました。公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有しており、公正中立な第三者の立場から客観的に社外取締役としての役割を期待され、選出されております。取締役会において、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地や豊富な監査経験から当社の経営全般について活発に発言を行っております。また、監査等委員会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役及び使用人は行動規範に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務執行にあたり、法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとし、コンプライアンス体制の維持・構築については、代表取締役を責任者とする「内部監査委員会」を設置し、内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役に報告するものとし、

(ロ) 取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づいて、取締役及び使用人がコンプライアンスの意識を高めるための社内教育、研修を定期的に行うものとし、また、内部監査担当者は、コンプライアンス委員会の活動状況を定期的に監査するものとし、

(ハ) 法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築するものとし、

(ニ) 取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名および報酬の決定に係る透明性と客観性を高めるものとし、

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役は、その職務の執行に係る情報を、文書保存管理規程等に基づき、担当職務に従い適切に保存・管理します。

(ロ) 必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、閲覧可能な状態を維持します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 危機管理体制については、リスク管理を統括する組織として取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置します。また、リスク管理委員会は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、さらにリスク管理委員会は定期的に取り締役に對してリスク管理に関する事項を報告するものとし、

(ロ) 内部監査委員会はリスク管理委員会の活動状況を定期的に監査するものとし、

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務担当取締役に業務の執行を行わせます。代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項について、職務権限規程等に定める手続により必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃に伴う変更や職務執行の効率化を図る必要がある場合は、随時見直します。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。
(ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、補助すべき使用人が兼任で監査等委員会補助業務を担う場合には、監査等委員会の指揮命令に関し、取締役以下補助すべき使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととします。
(ハ) 補助すべき使用人の人事に関しては、事前に監査等委員会と協議し、同意を得ます。
- ⑥ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(イ) 取締役は、取締役会等を通じて、監査等委員会に対して重要な報告及び情報提供を行う体制を整備します。
(ロ) 取締役は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会及びその他重要な経営会議に出席し、意見を表明します。監査等委員は、代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ります。また、監査等委員会は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとしします。
- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利益な処遇は行わない。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(イ) 監査等委員の職務の執行について生ずる年間費用については一定の予算を定める。

(ロ) 監査等委員より当該費用の請求を受けたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でない
と認められる場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき当該費用及び債務を適切に
処理する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役及び使用人に周知徹底します。

また、顧問弁護士、警察等の外部の専門家とも連携し、体制を整備し、組織全体で毅然とした対応をします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス体制について

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。取締役副社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。

②リスク管理について

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。取締役副社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

③取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役7名により構成されており、月1回定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。

④監査等委員の職務の執行について

当社の監査等委員会は3名で構成されており、うち3名が社外取締役、社外取締役のうち1名は常勤監査等委員であります。監査等委員会は原則として、月1回開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか内部監査担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。

また、各監査等委員は、監査等委員会で策定された監査等委員会規程及び監査計画に基づき、取締役会及び経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び各部門にヒアリングを行い、経営に対して適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査人及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,100,820	流動負債	1,194,720
現金及び預金	1,417,545	買掛金	298,538
売掛金	1,004,551	未払金	20,069
商成品	369,919	未払費用	1,330
仕掛品	26,111	未払法人税等	118,517
前渡金	232,090	前受金	752,291
前払費用	19,063	預り金	1,218
その他	31,538	前受収益	761
固定資産	475,682	その他	1,993
有形固定資産	50,259	固定負債	30,755
建物	20,904	その他	30,755
工具、器具及び備品	29,355	負債合計	1,225,475
無形固定資産	77,745	(純資産の部)	
ソフトウェア	75,149	株主資本	2,333,927
その他	2,595	資本金	235,653
投資その他の資産	347,676	資本剰余金	262,653
投資有価証券	206,829	資本準備金	222,653
破産更生債権等	9,720	その他資本剰余金	40,000
長期前払費用	32,195	利益剰余金	2,028,359
保険積立金	37,891	その他利益剰余金	2,028,359
繰延税金資産	27,944	特別償却準備金	275
その他	42,815	繰越利益剰余金	2,028,084
貸倒引当金	△9,720	自己株式	△192,738
資産合計	3,576,502	評価・換算差額等	11,247
		その他有価証券評価差額金	10,323
		繰延ヘッジ損益	924
		新株予約権	5,851
		純資産合計	2,351,026
		負債・純資産合計	3,576,502

損益計算書

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,484,033
売上原価	5,234,919
売上総利益	1,249,113
販売費及び一般管理費	541,090
営業利益	708,022
営業外収益	
受取利息	15
有価証券利息	577
受取販売奨励金	3,500
助成金収入	6,826
その他	292
合計	11,213
営業外費用	
為替差損	4,417
その他	385
合計	4,802
経常利益	714,433
特別利益	
新株予約権戻入益	96
合計	96
税引前当期純利益	714,529
法人税、住民税及び事業税	212,283
法人税等調整額	7,825
過年度法人税等	△2,274
当期純利益	496,694

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2021年 2月 1日から
2022年 1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	234,036	221,036	40,000	261,036	1,474	1,577,551	1,579,026	△336	2,073,763
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	1,617	1,617		1,617					3,234
剰余金の配当						△47,362	△47,362		△47,362
特別償却準備金の取崩					△1,199	1,199	－		－
自己株式の取得								△192,402	△192,402
当 期 純 利 益						496,694	496,694		496,694
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	1,617	1,617	－	1,617	△1,199	450,532	449,332	△192,402	260,164
当 期 末 残 高	235,653	222,653	40,000	262,653	275	2,028,084	2,028,359	△192,738	2,333,927

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	19,770	16	19,786	6,000	2,099,550
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行				△52	3,181
剰余金の配当					△47,362
特別償却準備金の取崩					－
自己株式の取得					△192,402
当 期 純 利 益					496,694
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△9,446	908	△8,538	△96	△8,634
当期変動額合計	△9,446	908	△8,538	△148	251,476
当 期 末 残 高	10,323	924	11,247	5,851	2,351,026

独立監査人の監査報告書

2022年3月18日

アセンテック株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山岸	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿島	寿郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アセンテック株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月22日

アセンテック株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 松田 英典 (印)
監査等委員 山本 勲 (印)
監査等委員 吉井 清 (印)

(注) 監査等委員 松田英典、山本勲及び吉井清は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社の配当に関する基本方針は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、財務状況、資金需要等を総合的に勘案し、戦略的投資として活用する内部留保とのバランスをとりながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。

内部留保資金については、持続的な成長に向けた戦略的な事業投資及び研究開発投資等に活用してまいります。

この方針に基づき、当事業年度の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案しました結果、以下のとおり、第14期の期末配当をいたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7.0円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は93,774,996円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年4月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="167 170 223 198">附則</p> <p data-bbox="405 508 505 535">(新 設)</p>	<p data-bbox="768 170 824 198">附則</p> <p data-bbox="783 213 1211 240"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="768 254 1342 556">1 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="768 570 1342 677">2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="768 690 1342 798">3 本附則は、<u>施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	佐藤直浩 (1958年7月8日)	1981年4月 日本テキサス・インスツルメンツ(株)入社 1988年11月 日本アイ・ピー・エム(株)入社 2006年8月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ(現(株)インタア・ホールディングス)入社 2006年8月 Guest-Tek Interactive Entertainment Ltd. (Canada) 取締役 就任 2006年10月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ(現(株)インタア・ホールディングス) 取締役社長 就任 2009年2月 当社代表取締役社長 就任(現任) 2009年2月 (株)エム・ピー・ホールディングス(現(株)インタア・ホールディングス) 代表取締役社長 就任	1,512,000株
2	松浦崇 (1968年9月19日)	1991年4月 日本ユニシス(株)入社 2001年7月 シトリックス・システムズ・ジャパン(株)入社 2006年2月 (株)エム・ピー・テクノロジーズ(現(株)インタア・ホールディングス)入社 ソリューション本部本部長 2009年2月 当社取締役ソリューション本部長 就任 2009年10月 (株)エム・ピー・ホールディングス(現(株)インタア・ホールディングス) 取締役 就任 2013年4月 当社取締役副社長 ソリューション本部長 就任 2020年2月 当社取締役副社長 第一技術本部長 就任(現任)	772,800株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ばん さい こういちろう 萬 歳 浩一郎 (1974年2月19日)	1998年4月 メリルリンチ証券(株)東京支店 入社 2001年10月 ドイツ証券(株)東京支店 入社 2004年3月 メリルリンチ日本証券(株) 入社 2007年3月 三菱UFJメリルリンチPB証券(株)へ転籍 2007年5月 ドイツ証券(株) 入社 2011年1月 (株)システム・ビット 入社 2011年3月 当社監査役 就任 2011年8月 当社取締役 就任 2011年8月 栄進商事(株) 取締役 就任 (現任) 2011年11月 (株)システム・ビット 取締役 就任 2015年12月 ライフサイエンスコンピューティング(株)代 表取締役社長 就任 2015年12月 (株)システム・ビット 代表取締役社長 就任 2018年1月 (株)アクション・ジャパン 取締役 就任 2020年4月 当社社外取締役 就任 (現任) 2021年1月 (株)システム・ビット 取締役社長 就任 2021年8月 (株)アイサット 代表取締役社長 就任 (現 任) 2021年12月 (株)システム・ビット 取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 栄進商事(株) 取締役 (株)システム・ビット 取締役 (株)アイサット 代表取締役社長	49,000株
4	たか や えい いち 高 谷 英 一 (1948年5月4日)	1971年4月 住友商事(株) 入社 1997年4月 住商データコム(株) 代表取締役社長 就任 2001年4月 図研ネットウエイブ(株) 代表取締役社長 就 任 2008年7月 ニューグラス(株) 代表取締役社長 就任 (現 任) 2009年8月 フォーティネットジャパン(株) 入社 2014年6月 (株)クリエイターズ・ヘッド 取締役 就任 2017年4月 当社社外取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) ニューグラス(株) 代表取締役社長	1,400株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 萬歳浩一郎氏及び高谷英一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
- (1) 萬歳浩一郎氏は、金融業界での広い見識と経験や、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 高谷英一氏は、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を有し、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 萬歳浩一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。高谷英一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、萬歳浩一郎氏及び高谷英一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、萬歳浩一郎氏及び高谷英一氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、高谷英一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役として3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	まつだ ひでのり 松田 英典 (1948年2月4日)	1970年4月 日本アイ・ピー・エム(株)入社 2001年6月 コムテック(株) 代表取締役社長 就任 2003年1月 (株)エスアールエルテクノシステム 代表取締役社長 就任 2007年7月 ビジネス・コンシェルジュ(株) 代表取締役社長 就任 2009年7月 (株)I S I Dアドバンスアウトソーシング 代表取締役社長 就任 2014年7月 ビジネス・コンシェルジュ(株) 代表取締役社長 就任 2016年4月 当社社外監査役 就任 2020年4月 当社社外取締役監査等委員 就任(現任)	—
2	やま もと いさお 山本 勲 (1948年8月20日)	1973年4月 (株)池野通建 入社 1981年8月 日本デジタルイクイップメント(株) 入社 1996年5月 アップルジャパン(株) 入社 1997年1月 オートデスク(株) 入社 1998年1月 バーンジャパン(株) 入社 1999年9月 シトリックス・システムズ・ジャパン(株) 入社 2006年7月 同社 執行役員 営業本部長 2007年4月 同社 執行役員 副社長 2017年4月 当社社外監査役 就任 2020年4月 当社社外取締役監査等委員 就任(現任)	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	吉井清 (1947年10月18日)	1983年1月 ネミック・ラムダ(株) 入社 1984年7月 同社 経理部長 1987年2月 同社 管理本部長兼経理部長 1990年5月 同社 取締役管理本部長兼経理部長 1992年8月 同社 監査役 就任 1992年9月 吉井公認会計士事務所 所長(現任) 2000年6月 コムテック(株) 監査役 就任(現任) 2011年2月 コムネクスト(株) 監査役 就任 2020年4月 当社社外取締役監査等委員 就任(現任) (重要な兼職の状況) 吉井公認会計士事務所 所長 コムテック(株) 監査役	—

(注) 1. 松田英典氏、山本勲氏及び吉井清氏は、社外取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

(1) 松田英典氏は、IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 山本勲氏は、IT業界における豊富な事業経験とその経験を通して培われた高い識見を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(3) 吉井清氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

4. 松田英典氏、山本勲氏及び吉井清氏の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 当社は、松田英典氏、山本勲氏及び吉井清氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、松田英典氏、山本勲氏及び吉井清氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、松田英典氏、山本勲氏及び吉井清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年4月22日開催の定時株主総会において年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬とは別枠で、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は2名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、2名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場

合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換

契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2022年3月22日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告13頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

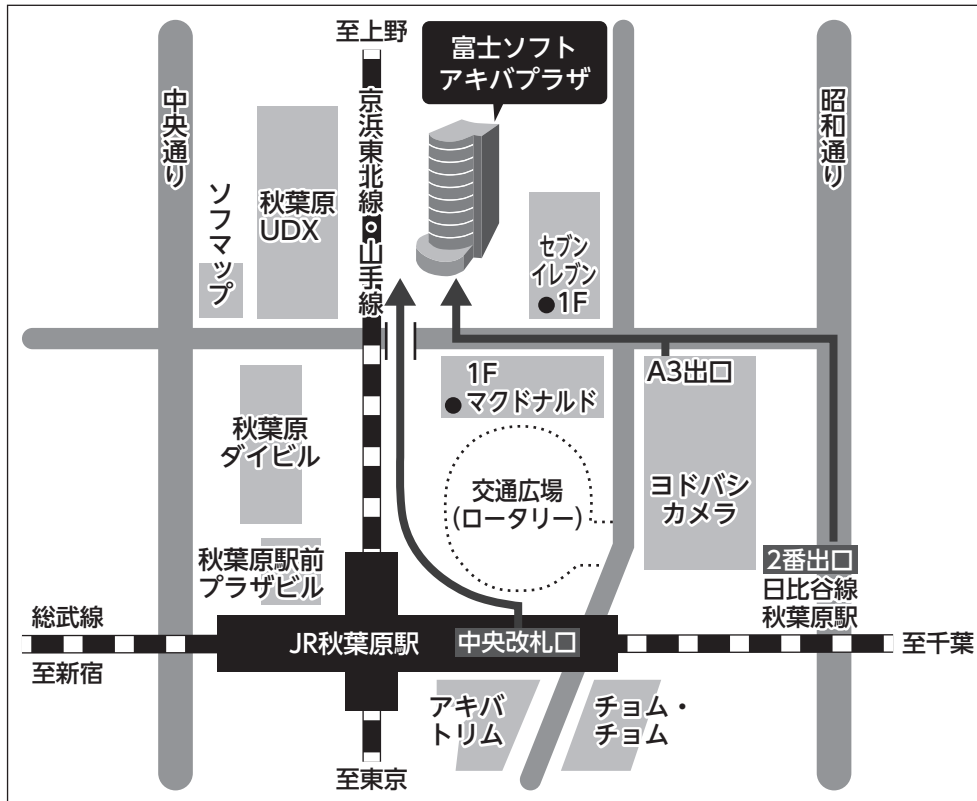
(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の従業員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田練堀町3番地
富士ソフトアキバプラザ7階 EXルーム1
TEL (050) 3000-2741



- 交通
- ・JR・秋葉原駅中央改札口より徒歩5分
 - ・つくばエクスプレス線・秋葉原駅A3出口より徒歩1分
 - ・東京メトロ日比谷線・秋葉原駅2番出口より徒歩5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。